

ボランティア規約

本規約は、あおぞらマラソン実行委員会のマラソン大会、ランニング・ウォーキングイベントにスポーツボランティア活動に従事する方が同意・順守すべき項目について定めたものです。

第1条（活動の目的）

主催者は、スポーツボランティア活動を通じて、ボランティア業務に従事する方々の技能向上とボランティア精神の健全な発展を図り、あわせて地域社会の健康増進およびスポーツ文化の育成に貢献することを目的とします。

第2条（主な活動）

本大会の運営サポート一般の具体例は次の通りです。コース走路監視・安全確保係り、メディカルスタッフ補助係り、給水係り、会場設営撤去係り、計測補助係り、受付係り、会場案内係り、ゴールテープ係り、完走証発行係り、ランナー先導及びペースメーカー係り、ランナー最後尾伴走（スイーパー）係り、写真撮影係りなど。なお、ボランティア参加者の各役割は希望選択方式ではなく、大会本部が決定した役割に従事をしていただく必要があります。参加者はその役割に従事してください。

第3条（ボランティア資格の取得）

ボランティア活動希望者は、ボランティア事務局へ参加希望を申入れ、事務局が指定する個人情報を提供し、ボランティア規約に同意の上登録が完了した時点をもってボランティア資格を有します。

第4条（遵守事項）

ボランティアスタッフは、ボランティア活動の目的が達成されるよう、誠意をもって活動に当たらなければなりません。活動中に知りえた業務上の機密事項、ランナーや他スタッフの個人情報を第三者漏洩すること（SNSへの投稿を含む）を固く禁じます。また、ボランティアスタッフの立場を利用した第三者への個人的な営業を行ってはなりません。

第5条（ボランティア資格の喪失）

1. 第4条に定める遵守事項に違反し、大会または主催者の名誉・信用を損なう行動や発言が認められた場合、主催者は当該スタッフに対してボランティア資格喪失を勧告し、当該スタッフはその勧告時点をもってボランティア資格を失います。
2. その他の喪失 その他、ボランティア本人からの申し入れにより主催者が同意した場合資格喪失となります。本規定に定めが無い事柄で検討が必要な場合は大会主催者が決定します。

第6条（肖像権の承諾）

大会準備及び大会中に撮影された写真・動画等が大会ホームページ、パンフレット、チラシ、SNS・インスタグラムなどのメディア、次回大会の広告物に掲載されること（肖像権の無償使用）にボランティア参加者は同意するものとします。

第7条（参加の確定とキャンセルの条件）

1. ボランティア参加予定者は、大会の2週間から1週間前をめどに送信する、「ボランティア当日のご案内と参加最終確認」メールに記載のある方法で、参加者は「最終ボランティア活動参加意思確認フォーム（出欠確認）」へ回答をしなければなりません。この回答期日は弁当の発注期限や、ポジションへの補欠者の交代調整にかかわる重要な期日です。

期日までに回答のない場合は、不参加とします。

参加確定後に自己都合で辞退することは、原則として認めません。各配置場所の人数は参加選手の安全確保に直結するため、参加者は責任をもって参加可否を判断し、確定後は誠実に活動へ従事するものとします。

体調不良、冠婚葬祭その他やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、事務局またはその都度指定する緊急連絡先電話番号へ、必ず電話で連絡しなければなりません。

2. 自然災害・台風等の危険予測等がある場合主催者は大会を中止・縮小する場合があります。この際は、ボランティアは、業務の中止または変更に従うものとします。

第8条（交通費及び弁当の扱い）

1. ボランティア参加者へは交通費として一律全参加者へ 1000 円または 2000 円相当のクオカードを支給します。（現金の場合もあります）
2. 交通費を受け取りたくないボランティアの方は、その旨申し出ることで支給しません。
3. 事情により弁当が不要の方は事前に申し出ることで支給しません。

第9条（未成年者の扱い）

ボランティア参加者が未成年（申し込み時点で18歳未満）である場合は、必ず保護者の同意を本人が得なければなりません。「ボランティア登録・保護者同意書」を提出する必要があります。提出がない場合は申し込みを取り消す場合があります。

第10条（施行日）

本規定は、平成30年4月1日より施行する。

平成31年3月20日一部改正

令和8年8月20日 一部改正

以上